

野田市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 6 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第204号

野田市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する 告示

野田市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成16年野田市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び寡婦」を「、寡婦等」に改める。

第3条の見出しを「（対象者）」に改め、同条各号列記以外の部分中「ひとり親家庭等」を「者（以下「事業対象者」という。）」に、「記録され」を「記録されている母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及び離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父であつて」に、「家庭とする」を「ものとする」に改め、同条第1号中「失踪」を「残業」に、「家庭」を「者」に改め、同条第2号中「の家庭」を「の者」に、「生じている家庭」を「生じているもの」に改め、同条第3号中「ひとり親家庭等」を「者」に、「必要な家庭」を「必要なもの」に改め、同条第4号中「家庭」を「者」に改める。

第5条第1号中「者」を「事業対象者」に改め、同条第2号中「者」及び「ひとり親家庭等」を「事業対象者」に改める。

第6条第1項中「母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）は、野田市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録申請書」を「事業対象者は、野田市家庭生活支援員派遣等対象者登録申請書」に改め、同条第2項中「前項」を「事業対象者は、前項」に改める。

第7条の見出しを「（派遣等対象者登録簿）」に改め、同条第1項中「野田市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録簿」を「野田市家庭生活支援員派遣等対象者登録簿」に改め、同条第2項中「当該名簿」を「当該登録簿」に改める。

第8条第1項中「野田市家庭生活支援員登録簿」の次に「（以下「登録簿」という。）」を加え、同条第3項及び第4項中「第1項に規定する」を削る。

第9条第1項及び第13条中「母子家庭の母等」を「事業対象者」に改める。

第14条中「母子家庭の母等」を「事業対象者」に、「児童扶養手当法施行令」を「同令」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。